



長野県告示第529号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定により、同法に規定する医療を担当する結核指定医療機関として、次のとおり指定しました。

平成22年8月26日

名 称	所 在 地	長野県知事 村 井 仁 指定年月日
寺島薬局 佐久野沢店	佐久市野沢下木戸248-1	H22. 2.10
マックスバリュ-松本村井店調剤薬局	松本市芳川村井1225-3	H22. 2.21
中萱医院	安曇野市三郷明盛3007	H22. 2.25
西友豊科薬局	安曇野市豊科南穂高778-1	H22. 3. 1
こだま眼科クリニック	飯山市飯山263-14	H22. 3.23
シマヤ薬局	安曇野市穂高2579-7	H22. 3.28
東町薬局	南佐久郡佐久穂町高野町2917-10	H22. 4. 1
コタケ薬局	上田市小牧1205-3	H22. 4. 5
寺島薬局 上田しおだ野店	上田市神畑字貝戸田500	H22. 5. 1
クスリのアオキ 上田中央薬局	上田市中央2-18-26	H22. 6. 1
たなべ診療所	南佐久郡佐久穂町大字高野町730-1	H22. 7.20
城西 西口薬局	松本市蟻ヶ崎1-1-15	H22. 8. 1
西口薬局	松本市巾上3-5	H22. 8. 1
あずみ野 西口薬局	安曇野市穂高4598-4	H22. 8. 1
寺島薬局 東部かろう店	東御市和3178	H22. 8. 1

健康長寿課

長野県告示第530号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第8項の規定により、同法に規定する結核指定医療機関の指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成22年8月26日

名 称	所 在 地	長野県知事 村 井 仁 辞退年月日 辞退の効力 発生效力日
マックスバリュ-松本村井店調剤薬局	松本市芳川村井町1225-3	H22. 2.20
中萱医院	安曇野市三郷明盛3007	H22. 2.24
宮澤内科医院	松本市城西1-4-5	H22. 2.28
シマヤ薬局	安曇野市穂高2577-1	H22. 3.27
東町薬局	南佐久郡佐久穂町高野町2917-10	H22. 3.31
草間医院	松本市芳川村井町265-7	H22. 3.31
高木薬局	安曇野市高家3770-63	H22. 6.15
城西 西口薬局	松本市蟻ヶ崎1-1-15	H22. 7.31
西口薬局	松本市巾上3-5	H22. 7.31
あずみ野 西口薬局	安曇野市穂高4598-4	H22. 7.31

健康長寿課

長野県告示第531号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第2項の規定により、「介護サービス情報の公表」指定調査機関からその調査事務を行う事務所の所在地を変更する旨、次のとおり届出がありました。

平成22年8月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 名称
株式会社マスネットワーク
- 2 調査事務を行う事務所の所在地
変更前 松本市両島7-1 オフィス松本堂2A
変更後 松本市巾上13番6号
- 3 変更年月日
平成22年8月12日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第532号

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和50年長野県告示第214号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から適用します。

平成22年8月26日

長野県知事 村 井 仁

第9第2項中「、私立学校教職員共済法若しくは農林漁業団体職員組合法（昭和33年4月28日法律第99号）」を「若しくは私立学校教職員共済法」に、「障害年金共済」を「障害共済年金」に改める。

別表第1の備考2(1)中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）」に、「及び」を「並びに」に改め、同2(2)中「第41条の3、」を「第41条の2、」に、「並びに第41条の19の3第1項」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」に改める。

こども・家庭課

長野県告示第533号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
諏訪市大字湖南字小芋久保8145の1、字日影直路8244、8245、8247の1、8247の2、8248、8249、字日向直路8252、8253、8254のイ、8254のロ、8255の1、8258（次の図に示す部分に限る。）、8259から8261まで、8262の1、8262の5、8263の1、8263の2、8264から8266まで、字御社宮司峠日向日影8267の1・8267の10・8267の11・字小込8269の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、8270、字本道日影日向小込8271の2から8271の5まで、

字唐松峠日影8299の1、8299の3

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第534号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
諏訪市大字上諏訪字鎌倉8629の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第535号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐久市志賀字寄石2の16
- 2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寄石2の16(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第536号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年8月26日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木祖村大字菅852の2・852の27・853の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字菅852の2(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第537号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年8月26日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡大桑村大字野尻580の32・580の33(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年8月26日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

Web・メールセキュリティ対策サーバ 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成23年2月1日から平成28年1月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札